

お知らせ

病気が原因となる交通事故の防止のためのご協力依頼について(お願い)

◇北海道警察から◇

平成26年6月1日に改正道路交通法が施行されましたが、本年に入り、死因が一定の病気に関連する病死と診断された交通事故が昨年より1件上回る8件になったことに伴い、北海道警察本部交通部運転免許試験課から、円滑な運用のための協力依頼がありました。

自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある病気にかかっている方の運転免許の取扱いについて適切な運用が求められております。

医師は「運転免許を保有した方を診察した際に、運転に支障があると診断された場合には、任意に警察へ届出ができること」、「必要に応じて運転免許の保有を警察に確認することができるようになった」ほか、この届出等の行為が守秘義務違反にならないことが併せて規定されました。

また、患者に対する下記事項の周知についても、併せて依頼がありました。

各位におかれましても、趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

(北海道医師会総務部)

運転免許を持っている(又は、取得しようとしている)患者さんへのお願い

免許取得・免許更新時には、自身の症状に関する質問票に正確に記載してください。

～虚偽の記載があった場合、罰則が適用されることがあります～

免許の取得に関し不安がある場合には、警察に相談してください。

～最寄りの運転免許試験場には、運転適性相談窓口を設置し、相談をお受けしています～

体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、運転を控えてください。

～処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど～

運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある場合は、警察に相談してください。

※運転適性相談窓口では、一定の病気にかかっている方などの運転免許に関する相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

<運転適性相談窓口>

道内の各運転免許試験場

札幌(011)683-5770・函館(0138)46-2007・旭川(0166)51-2489・釧路(0154)57-5913・

帯広(0155)33-2470・北見(0157)36-7700